第六十一号の二様式（第十条の十六関係）（Ａ４）

（第三面）

建築物別概要

【１．建築物の番号】～【３．構造】　（略）

【４．主要構造部】

□耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合）
□耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合）
□建築基準法施行令第108条の４第１項第１号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
□準耐火構造
□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロ－１）
□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロ－２）
□その他

【５．建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

□建築基準法施行令第109条の５第１号に掲げる基準に適合する構造
□建築基準法第21条第１項ただし書に該当する建築物
□建築基準法施行令第109条の７第１項第１号に掲げる基準に適合する構造
□建築基準法施行令第110条第１号に掲げる基準に適合する構造
□その他
□建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

【６．建築基準法第61条の規定の適用】～【11．備考】　（略）

（注意）

１．～３．（略）

４．第三面関係

①～④　（略）

⑤　４欄は、「耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合）」、「耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合）」、「建築基準法施行令第108条の４第１項第１号イ及びロに掲げる基準に適合する構造」、「準耐火構造」、「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロ－１）」（建築基準法施行令第109条の３第１号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。）又は「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロ－２）」（同条第２号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。）のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。いずれにも該当しない場合には「その他」に「レ」マークを入れてください。

⑥　５欄は、「建築基準法施行令第109条の５第１号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法第21条第１項ただし書に該当する建築物」、「建築基準法施行令第109条の７第１項第１号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法施行令第110条第１号に掲げる基準に適合する構造」

第六十一号の二様式（第十条の十六関係）（Ａ４）

（第三面）

建築物別概要

【１．建築物の番号】～【３．構造】　（略）

【４．主要構造部】

□耐火構造
□建築基準法施行令第108条の３第１項第１号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
□準耐火構造
□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロ－１）
□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロ－２）
□その他

【５．建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

□建築基準法施行令第109条の５第１号に掲げる基準に適合する構造
□建築基準法第21条第１項ただし書に該当する建築物
□建築基準法施行令第110条第１号に掲げる基準に適合する構造
□その他
□建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

【６．建築基準法第61条の規定の適用】～【11．備考】　（略）

（注意）

１．～３．（略）

４．第三面関係

①～④　（略）

⑤　４欄は、「耐火構造」、「建築基準法施行令第108条の３第１項第１号イ及びロに掲げる基準に適合する構造」、「準耐火構造」、「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロ－１）」（建築基準法施行令第109条の３第１号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。）又は「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロ－２）」（同条第２号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。）のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。いずれにも該当しない場合には「その他」に「レ」マークを入れてください。

⑥　５欄は、「建築基準法施行令第109条の５第１号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法第21条第１項ただし書に該当する建築物」、「建築基準法施行令第110条第１号に掲げる基準に適合する構造」又は「その他」（上記のいずれにも該当しない建築物で、建築基準法第21条又